

西宮夙川 R・C

# あゆみ

新入会員のインフォメーション

西宮夙川ロータリークラブ



## 序にかえて

西宮夙川ロータリークラブは創立4周年を迎えました。貴方はロータリーの会員になられたことに喜びを感じておられますか。ロータリアンになられましたもののその責任と義務の大きさとまどいを感じておられるのと違いますか。でもロータリーの会員になられました以上、是非ロータリアンとしての喜びと誉りをもっていただきたいと思います。

ロータリアンは混乱しているところに秩序をきずきあげ、醜いものを美しいものに変え、誤解がうずまき孤独感にさいなまれる社会に温かい友愛の心をみなぎらせ、貧困と疾病に苦しむ人々に幸せと健康をもたらすよう努めることを目的としております。

この「あゆみ」を読んでいただければロータリアンとしての心がまえやその目的などがよく理解していただけるものと思います。

新入会員となられました皆さんは勿論のこと既に会員となっております皆さんも、是非この「あゆみ」に目を通していただいてロータリアンとしての自覚を更に深めていただければ幸いと存じます。

尚、この「あゆみ」を編纂していただきましたロータリー情報委員会の皆さんに心から感謝の意を表します。

西宮夙川ロータリークラブ

4代会長 山際 俊幸

## 目 次

1)	ロータリークラブとは何か	1
1.	ロータリーの目的	1
2.	ロータリーの綱領	1
3.	ロータリーの標語	2
4.	四つのテスト	2
2)	ロータリークラブの歴史と現状	3
3)	日本のロータリーの歩み	5
4)	西宮夙川ロータリークラブ	6
5)	ロータリーの組織と機構	7
6)	クラブの運営	9
1.	クラブ定款、細則	9
2.	理事及び役員	9
3.	理事会	9
4.	クラブ協議会 (クラブ・アセンブリー)	10
5.	クラブの委員会	10
6.	S. A. A. (会場監督)	10
7)	ロータリーの主な行事と会合	12
8)	ロータリークラブの会員	15
1.	会員の資格	15
2.	会員の種類	15
9)	会員の特典と義務	17
10)	出席について	18
11)	その他	20
1.	ロータリー財団	20
2.	米山奨学会	20
3.	ニコニコ箱	20
4.	プログラム	20

5.	卓話 (スピーチ)	21
6.	インターアクト・クラブ (Interact Clubs)	21
7.	ローターアクト・クラブ (Rotaract Clubs)	21
12)	ロータリーアンのエチケット	22
13)	最後に、新入会員の皆様へ	23
14)	西宮夙川ロータリークラブ定款	24
15)	西宮夙川ロータリークラブ細則	31

# 1. ロータリークラブとは何か

## 1. ロータリーの目的

ロータリーとは友愛と奉仕の精神を実践することであり、そしてそのような考えをもつ人々が集って“奉仕の理想”を実践に移すため団結しているのがロータリークラブです。往々この奉仕と犠牲とを混同し、己を無にしてまで奉仕をせねばならぬように考えがちであるが、ロータリーは決して犠牲のみを払えというのではなく、自分あっての奉仕なのです。そして特に注意すべきは奉仕の理想はあくまでもロータリアン個人が夫々の生活の場に於いて個人として実践すべきものとされている点です。個人として奉仕の理想を実践する仲間が集まったのがロータリークラブである。

国際ロータリークラブ理事会は、ロータリーの目的を次のように定義しています。

「ロータリーは人道的な奉仕を行い、あらゆる職業において高度の道徳的基準を守ることを奨励し、かつ世界における親善と平和の確立に寄与することを旨とした実業人及び専門職業人が世界的に結び合った団体である」

## 2. ロータリーの綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として、奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある。

- (1) 奉仕の機会として知り合いを広めること。
- (2) 事業及び専門職務の道徳的水準を高めること、あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること、そしてロータリアン各自が、業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること。
- (3) ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活及び社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。
- (4) 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

(規程審議会89—148)

## 3. ロータリーの標語

- (1) Service above self (超我の奉仕)
- (2) He Profjts most who Serves bost (最も多く奉仕するものは最も多く報われる)

この二つは1911年のポーランド大会で、前者はミネアポリス・クラブのコリンズ、後者はシカゴ・クラブのシェルドンによって発表されたが、後1950年のデトロイト大会で、ロータリーの正式モットーとして採択された。

## 4.

### 四つのテスト

#### THE FOUR WAY TEST

————— ☆ —————  
\* 言行はこれに照らしてから \*  
Of the things we think, say or do

1. 真実かどうか  
Is it the TRUTH?
2. みんなに公平か  
Is it FAIR to all concerned?
3. 好意と友情を深めるか  
Will it build GOOD Will and BETTER FRIENDSHIPS?
4. みんなのためになるかどうか  
Will it be BENEFICIAL to all concerned?

この四つのテストは、ロータリアンの日常の言行即ち奉仕の実践に当って(特に職業奉仕において)自己反省方式の一つとして高く評価されています。これはハーバート・テイラー(1954~55年度 R.I. 会長)が1932年、破産寸前のアルミニウム会社の建直しを引受けた時、この方式を考えて経営指針とし、見事に会社を復興させたといわれています。1954年、テイラーはその版權を国際ロータリーへ譲りました。

## 2. ロータリークラブの歴史と現状

1905年、米国イリノイ州シカゴの弁護士ポール・ハリス (Paul Percy Harris) が2月23日シカゴに設立したのが始まりです。当初は6名の会員であったが、もともと職業上の相互扶助、即ち夫々の職業を理解し合い、職業上の諸問題を会員相互の知恵を出し合って助け合うことから始まりました。

会員の職業を理解し合う為に例会場を各会員の職場を輪番で持廻ったことから Rotary Club と名付けました。会員を事業又は専門職業人の各々から一名という一業種一会員制が導入されたのは職業上の相互扶助をすすめて行く上で同じ職業では相競う機会が多いからと考えられたからです。然しそれは決して排他的なものではなく、あくまでも社会人一般に対する友愛を根本として事業経営を行い、職業の道徳的水準を高めるということに専念しました。これが現在の職業奉仕の原点になります。

然しそれでも尚ロータリークラブは利己的活動の根拠地だと批判されることもあったので、その反省として社会に貢献するものであることを示すためにシカゴ市内に公衆便所を設置しました(1907年)。これが現在の社会奉仕の始まりです。

1914年、第一次世界大戦が始まり避難民の救済、傷病兵慰問等の事業にロータリークラブも手がけることになり、期せずして国際奉仕の分野が開かれたのです。

後日、これ等の奉仕活動をサービス (Service) という概念で包括して、ロータリークラブは奉仕の理想 (Ideal of Service) を実践することを目的とすることになりました。

1908年に第二のロータリークラブがサンフランシスコに、1909年にオークランドに第三番目のロータリークラブが設立され、翌1910年には国境を越えてカナダのウィニペグに誕生しました。1911年には大西洋を越えてダブリン・ロンドンに設立され、創立10年目には既にロータリークラブの数は、200に達しました。

現在(1990年4月末)、168の国家および地域に広められ、クラブ数24,696、

会員総数は1,086,458人に達しています。これらクラブをメンバーとして、国際ロータリーが構成されています。

国際ロータリーの最近の主要事業としては、地球上からポリオその他の伝染病をなくすため、約2億3000万ドルを拠金、全世界の児童の予防接種を進めていることがあげられます。また、ロータリー財団を設けて、世界有数の国際奨学金事業を実施しています。



### 3. 日本のロータリーの歩み

わが国のロータリークラブは1920年（大正9年）10月20日当時、三井銀行の重役であった米山梅吉氏が初めて東京にこれを創立し、翌10年4月1日、世界で855番目のクラブとして加盟承認されました。それより2年後に大阪に、更に2年後の1924年に神戸ロータリークラブが誕生しました。

第二次世界大戦が始まると共に枢軸国のロータリークラブは夫々国際ロータリーと連絡を断ちました。日本では名称を変更して会合を続けるクラブもありました。

その後、第2次世界大戦の結果、一時、国際ロータリーから脱退するのやむなきに至ったこともありましたが、その間もよくロータリーの精神を堅持して会合に務め、その神髓と組織を維持し、戦後、国際ロータリーに復帰するやますます発展、現在（1990年4月末）では、北は北海道、南は沖縄までクラブ数1,875、会員数112,885人に達しています。

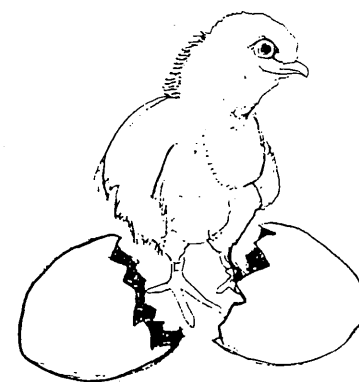
### 4. 西宮夙川ロータリークラブ

西宮夙川ロータリークラブは、1986年（昭和61年）6月14日西宮ロータリークラブをスポンサーとし、31名のチャーターメンバーで、仮クラブとして発足し、6月25日に国際ロータリーに加盟承認されました。

1986年11月6日（木）宝塚ホテルにおいて盛大に承認状伝達式（チャーターナイト）を挙行政致しました。当時の日本ロータリーでは1,720番目、兵庫県では61番目のクラブです。

例会は、大和銀行西宮支店3階にて、毎週金曜日12時30分に行われます。

尚、西宮夙川ロータリークラブの設立にあたり、スポンサークラブである西宮ロータリークラブから、特別代表長部俊三氏、特別代表補佐太田博氏があたられました。また、初代会長は辰馬寛男氏、2代会長勝部寛二氏、3代会長南野武衛氏、4代会長山際俊幸氏です。



## 5. ロータリーの組織と機構

国際ロータリー（R.I. と略称）は米国イリノイ州エバンストンに本部を設け、世界各地のロータリークラブを地区毎にガバナーを通じて直轄しています。（世界の一部には間接に統轄している地域もある）。毎年5—6月頃、国際大会を開催し、決議機関としての役割を果たしています。昭和52年度には東京で、日本では二回目の国際大会が開催されました。

なお、歴代 R.I. 会長はその就任に当ってその年度の運営指針を発表するのが例であり、これをターゲット（Target）と呼ばれます。

ロータリークラブの基本的な単位はあくまでもその地域のロータリークラブであります。その地域とはある限定された区域で、国際ロータリーによって承認された行政区轄であり、この区域限界をテリトリーといいます。

西宮夙川ロータリークラブの区域限界は、西宮カントリークラブ北端の市境界線と交叉して、甲山大橋、六甲山道路分岐点を経て鷺林寺に至る県道更に鷺林寺より甲山墓園、北山公園、甲山大師、甲山自然植物園、植物園口、大師道を経て新甲陽に至る市道及び新甲陽より南流する御手洗川、東川の東側を除く西宮市域であり、この地域に事業所又は住所のある実業人又は専門職業人が会員になることが出来る。然も一業種一会員制を原則としている点が他の団体と異なる点であり、その地域の職業の横断面を代表するメンバーの集まりであるといわれる所以である。この地域と会員の基礎的要件を充たした上で、国際ロータリーの標準クラブ定款及び細則に則って成立運営されているのが各地のロータリークラブです。

各ロータリークラブは或る地域単位で地区（District）に統轄されている。日本全体を30地区に分割、兵庫県は一県一地区で268地区としてまとめられ、当地区内には現在64のクラブがあり、西宮夙川ロータリークラブはこれに所属しています。一地区には一人のガバナー（Governor）が国際大会で選出され、その地区唯一人の国際ロータリーの役員として、その地区の各ロータリークラブと国際ロータリーとの連絡調整及び地区におけるロータリーの運営について、国際ロータリーに対して全責任をもたされています。

更に地区を数区の区分に分割し、分区代理を設けている地区もある。268地区は、阪神第一、阪神第二、神戸第一、神戸第二、東播第一、東播第二、東播第三、淡路、西播第一、西播第二、但馬の11分区に分かれ、西宮夙川ロータリークラブは、この中の阪神第二分区に所属しています。



## 6. クラブの運営

### (1) クラブ定款、細則

1922年に国際ロータリー定款、細則並に標準クラブ定款と推奨クラブ細則が制定された。元来クラブの運営はその地域の特徴を生かした自主性を必要とされているが、これはクラブ運営と活動をより能率的、効果的にするため R.I. が統一的基準を示したもので、従ってその内容は世界共通のものであります。

定款の方は標準クラブ定款とある様に、クラブ名称と区域限界の変更は R. I. とクラブの合意があればできるが、それ以外は R.I. 規定審議会の議決なくしては一語一句といえども改訂することはできません。もし、ここで改訂された場合は各クラブの定款は自動的に改正されたこととなります。

一方、細則の方は推奨クラブ細則とあるように、クラブの所定の議決があれば改訂できるが、これも R.I. 定款、細則並にクラブ定款の主旨に反しないものに限られています。

### (2) 理事及び役員

毎年12月最初の例会時のクラブ年次総会で、会員の中からクラブの大小によって異なるが、大体7-9名(西宮夙川ロータリークラブ理事定数は9名)の次年度(7月から始まる)理事が選ばれます。これらの会長、副会長、幹事、会計、S.A.A. を役員といいます。会長は理事の中から4大奉仕部門(クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、)担当の理事を任命します。

これらの理事、役員任期は1年で、「回り持ち」するのがロータリーの特色です。回り持ちすることによってクラブがいつまでも発刺さと若さを持つことができるのです。

### (3) 理事会

毎月1回定例理事会を開く。理事会は理事の他、幹事、会計が職権上の理事として出席します。理事会はクラブの管理主体で、クラブ運営上最終の決

定権をもっています。

### (4) クラブ協議会 (クラブ・アッセンブリー)

理事、役員、各委員長の会合で年6回以上会長によって招集され、クラブの全般的運営について相談し、その結果をすべて理事会に報告することになっています。

### (5) クラブの委員会

ロータリークラブでは、奉仕活動を活発に行うため、いろいろの委員会が設けられております。

クラブ奉仕

職業奉仕

社会奉仕

国際奉仕

の四大奉仕部門に別れ、各部門に担当理事が選任されます。更に四大奉仕部門には次の委員会があります。

クラブ奉仕 出席、親睦、職業分類、会員選考、会員増強、プログラム、雑誌、広報、会報、ロータリー情報

職業奉仕 職業奉仕

社会奉仕 社会奉仕、環境保全、青少年

国際奉仕 ロータリー財団、米山財団、国際奉仕  
があります。

これらの委員会には、1名の委員長と副委員長及び若干名の委員がおります。委員会は、委員長の招集によって開き、その奉仕活動について協議します。わがクラブでは、新入会員はまず会員相互の親睦ということから、親睦委員会に所属する例となっております。

なお、各委員会の任務については、クラブ細則に示してあります。

### (6) S.A.A. (会場監督)

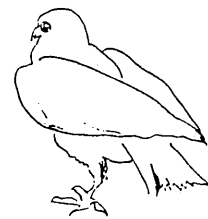
“Sergeant at Arms” を略して、S.A.A. と呼び、会場監督と訳されています。



S.A.A. は各クラブには勿論、国際大会、国際協議会、地区大会、地区協議会等にもあります。

クラブ役員の1人で、例会の準備、進行、秩序維持等に周到な配慮を行って、これを監督します。

要するにその任務とするところは、例会の円滑な運営と、例会を愉快なものにすることにあります。



## 7. ロータリーの主な行事と会合

### クラブ例会 (Club Meeting)

毎週金曜日12時30分に開催されます。

### クラブ理事会 (Club Board of Directors)

クラブを統轄する機関で、クラブの運営はすべて理事会が決定します。

### クラブ委員会 (Club Committees)

ロータリーの奉仕活動のために、各委員会は委員長の下に召集され協議します。

### クラブ協議会 (Club Assembly)

クラブの運営及び活動について協議するため、理事、役員及び委員長の集まる会合で、通常年6回以上開催されます。

### クラブ年次総会 (Club Annual Meeting)

クラブが細則に定めた日(毎年12月の第3例会まで)に開催し、その際、次々年度会長及び次年度の理事を選びます。

### クラブ・フォーラム (Forum on the Club Level)

クラブ単位の討論会のこと。クラブ会員にロータリー情報を伝えるため、ロータリーの精通者が司会してクラブ毎に行います。通常4回ロータリー奉仕部門のすべてについて開かれます。

### 家庭集会 (Informal Meeting)

小人数の集会で通常ロータリーアンの家庭で開かれ、親睦と共に打ちつけた討論を通じてロータリーに関する諸問題につき理解増進の機会をつくることを目的とする。

### インターシティ・ミーティング (Intercity Meeting) 略してI.M. という。

分区毎或いは数分区合同して近隣のロータリー・クラブが連合して会合を開き、ヴェテラン・ロータリーアンをリーダーに迎えてロータリーの一般的性格や奉仕の実態について討議します。主に新会員の出席が要請されます。

#### チャーター・ナイト (Charter Night)

新たに創立されたクラブが R.I. 理事会によって正式に国際ロータリーに加盟承認されたときに交付せられる証書の伝達式 (Charter Presentation) のことをいいます。いわば新クラブ誕生の披露式のようなもので、これに出席すれば出席補填になります。

#### 地区協議会 (District Assembly)

地区ガバナーノミニーが地区ガバナーと協力して開催されます。参加を要請される者は毎年 R.I. 理事会で指定されるが、概ね次年度クラブ会長、幹事を中心にクラブを運営する主な人々を集めて、クラブ内外の奉仕活動全般にわたり協議をします。開催日はガバナー、次期ガバナーが協議の上、国際協議会終了後、5月31日までに開かれる。

#### 地区大会 (District Conference)

地区年次大会は毎年国際大会、国際協議会、地区協議会と同時でない日を選んで、ガバナー及び地区各クラブ会長の過半数の同意を得た時期、場所において開催され、地区内会員及び家族のために感激と親交を深めることを目的とした会合で、クラブから多数参加すれば、その年度の活動を活発にし、クラブ強化に役立ちます。この大会で地区ガバナーが選挙されます。

#### 国際協議会 (International Assembly)

R.I. 及びクラブの次年度の活動計画を話し、且つロータリー運営に関する教育を行う目的で、1985年より2月～3月に開催され、参加を要請される者は本年度及び次年度の R.I. 会長、理事並びに事務総長、財務長、次年度地区ガバナーその他理事会が必要と認めた者となります。

#### 規定審議会 (Council on Legislation)

国際ロータリーの立法機関で、3年に1度、国際大会の前に R.I. 理事会の定める場所、時期に開かれ、構成は各地区から所属クラブを代表して代表議員1名が選ばれ、この議員は R.I. の現又は元役員或いはガバナー・ノミニーに限られ、各地区年次大会で選ばれる。規定審議会は正規の手続によって提案された制定案 (定款細則に関するもの) 及び決議案 (その他のもの) を審議決定します。

#### 国際大会 (International Convention)

国際大会は毎年5月或いは6月、R.I. 理事会によって決定された場所、時期において開かれ、世界各地から集まる何千、何万という会員、家族、宗教、風俗、職業を異にする人々が参加して、ロータリーの奉仕に対する熱意を新たにする。この大会によって R.I. 会長、理事、役員、地区ガバナー等が選ばれます。



## 8. ロータリー・クラブの会員

### (1) 会員の資格

会員は成年で、報行権と自由裁量権とを持って、社会に役立つ職業に従事しており、その事業所か住所の何れかがクラブの区域及び隣接地にあるものに限られる。

つまり、その区域の代表的職業の代表的人物が一業種から一人選ばれるのが原則である。この様に一業一人の限定制度をとるため、ロータリーには「職業分類」という定めがあり、会員はそれぞれの職業分類をクラブから貸与され、会員が退会又は正会員からシニア・アクティブ会員に資格変更する時、これをクラブに返し、クラブはまたそれを貸与するため新人を探すことになっています。

### (2) 会員の種類

ロータリークラブの会員の種類は、正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員および名誉会員の4種類です。

#### 1) 正会員

善良な成人であって、職業上良い世評を受けている者。そして一般に認められた有益な実業または専門職業の

- (1) 持主・共同経営者（パートナー）・法人役員・支配人
- (2) 裁量の権限ある管理職の重要な地位にある者
- (3) 地方代理店または支店の管理権をもつ代理人・代表者

#### ○アディショナル正会員

- (a) 正会員によって推薦された同一職業分類のもう一人の正会員。
- (b) その職業分類の保持者の承諾を条件として、かつていずれかのロータリークラブの正会員であった者で、会員となるべきその他の条件が備わっている選ばれた正会員。  
アディショナル正会員を推薦する特典だけがない他はすべて正会員に準じます。

#### 2) シニア・アクティブ会員

- (1) 通算15年以上会員であった者
- (2) 60歳以上で通算10年以上会員であった者
- (3) 65歳以上で通算5年以上会員であった者は自動的にシニア・アクティブ会員となる。

シニア・アクティブ会員は、職業分類を代表しない。また、アディショナル正会員を推薦する権利を持たない。

#### 3) パストサービス会員

現職から引退したために正会員身分を喪失したかつてのロータリー・クラブ正会員で、一つまたはいくつかのクラブで通算3年以上正会員であった者より選ばれる。

職業分類を代表しない。アディショナル正会員を推薦する権利を持たない。

#### 4) 名誉会員

ロータリーの理想推進の為に称賛に値する奉仕をした者より理事会にて選ばれる。選ばれた日の直後の6月30日を以って自動的に会員身分は終結する。

## 9. 会員の特典と義務

特典の主なもの

1. 入会と同時に所属クラブの会員と親交を持つことが出来、また日本国内はもとより世界各国の例会や会合にも出席して、多くのロータリーアンと友情を深め、有益な助言を得られます。
2. ロータリークラブの奉仕は各個人であるが、個人では考えられない奉仕に参加することが出来ます。そしてクラブの奉仕活動を通じて社会のため世界平和のため役立つことが出来ます。
3. ロータリーアンとして、会員証を受け襟章を佩用出来ます。
4. その地域社会の職業の代表として認められます。
5. 所属クラブに対し、ロータリーアンとして立派な人を推薦することが出来ます。

義務の主なもの

1. 会員は、クラブの定款及び細則に従い、その規定を守らねばなりません。
2. 入会金及び会費を納入せねばなりません。
3. クラブから何事かを依頼された場合、慣例として健康上の理由を除いては断ることは出来ません。
4. 例会を始めとしていろいろの会合には進んで出席し、少なくとも例会時間の60%出席しなければなりません。
5. クラブの奉仕活動に進んで参画し、実践することによって、クラブの向上発展に協力せねばなりません。
6. 『ロータリーの友』を講読しなければなりません。

## 10. 出席について

ロータリークラブでは例会出席を特に重視する。出席せぬことはロータリー会員の資格を放棄したのと同様である。これは奉仕の機会が例会に出席することから始まると考えているからである。毎月のクラブの出席率をガバナー月信で発表されている。

すべての会員は毎週の例会で出欠が記録され、ビジター（他クラブ会員）には出席証明カードが渡される。もし例会日に止む得ない事情で欠席しても、出席の補填を認められる。これを Make Up という。Make Up には有効期間があって、欠席した当日を含む前後6日間に他クラブの例会又は国際大会、国際協議会、地区大会、地区協議会、I.C.G.F. に出席すれば Make Up と認められる。但し Make Up はできるだけ欠席予定の事前（即ち出席の貯金）にした方が気が楽である。

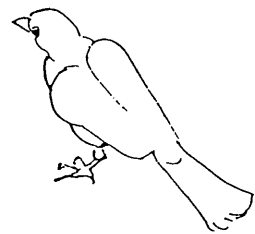
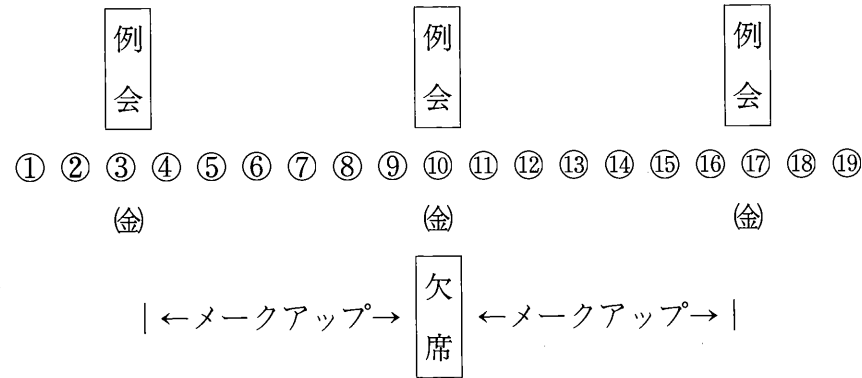
欠席については定款にきびしい規定がある。

- a. 連続して四回例会に欠席し、理事会において正当且十分な理由ありと認められない限り、会員としての身分が自動的に終結する。
- b. クラブ年度の前半又は後半6ヶ月間の出席率が60%に達しない会員は理事会において正当且十分な理由ありと認められない限り会員としての身分が自動的に終結する。
- c. 会員が長期の傷病のため例会を欠席する時は、理事会の承認を得てその期間中出席規定の適用を免除される。

一番いけないのが無届欠席である。万やむを得ず欠席の際は、必ず事務局へ通知すること。

次の会合への出席はメイクアップとして取扱われます。

- 仮ロータリークラブの例会
- 国際大会
- 地域大会
- 地区大会
- I.M
- 地区協議会
- 地区ガバナーの指示のもとに開催された地区委員会



## 11. その他

### (1) ロータリー財団

世界各国のロータリアンからの寄附と国際ロータリーの剰余金の一部をもって基金としている。最も大きな事業は奨学金制度で、ロータリークラブの存在する国の大学院生が一か年自分の好む外国の大学に留学する費用を全額支給するというものである。会員は入会時に10ドル、以後毎年1ドル宛寄附する様すすめられている。

### (2) 米山奨学会

日本のロータリーの創始者である米山梅吉氏の功績を称えて1953年に発足したもので、ロータリアンの寄附で成立っている。支給の対象は東南アジア及び中近東から日本に来ている留学生となっている。

### (3) ニコニコ箱

ニコニコ・ボックスかスマイル・ボックスとか呼んでいますが、これは会員の喜びごと祝い事或はゴシップやちょっとしたしくじりに対して会員が自発的に醵金するもので、別に何の規程も文献もある訳ではありません。要するにニコニコ箱の名が示す通り、醵金する会員も、ニコニコしながら醵出し、集まったお金もニコニコとしながらクラブとしての奉仕活動に使用します。

金額については、大体最低が1,000円位で、喜びの大きいときは相当多額のニコニコもありますが、一日の金額は少なくとも多くの人からいろいろの理由で数多く入れて貰うのがニコニコ箱本来の姿といえるでしょう。

### (4) プログラム

ロータリーの例会では後半の30分をその日のプログラムにあて、その企画と編成をプログラム委員会が担当している。プログラムの内容は会員自身による卓話が原則的であるが、ゲストによる卓話、その時々に応じた企画なども行われてある。

#### (5) 卓話 (スピーチ)

ロータリーにおいては「スピーチ」という言葉は普通例会での卓話を指すことが多い。例会では1時間の集合時間のうち、後半の30分間が卓話またはその他の行事で占められるのが普通である。会員以外の人をゲスト・スピーカーとして迎えるのも悪くはないが、会員相互の考え方を知る意味で、会員自身による卓話が望ましい。なお集会時間の厳守を励行するために、卓話の制限時間をオーバーしないよう気をつけることも大切なエチケットである。

#### (6) インターアクト・クラブ (Interact Clubs)

奉仕と国際理解に貢献する、世界的友好精神の中で、相共に活動する機会を、青少年に与えるために、結成されるクラブです。入会資格者は、高等学校に在学中の学生または年齢が14—18歳までの若人です。

#### (7) ローターアクト・クラブ (Rotaract Clubs)

奉仕を志向する市民と、指導者を育成するために、若年成人 (18—28歳) を対象に、ロータリークラブが提唱するクラブです。

## 12. ロータリーアンのエチケット

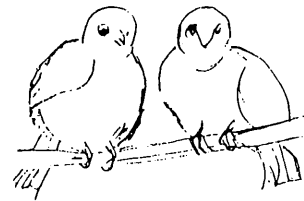
ロータリーアンとして最小限に守って頂きたいエチケットとして次のようなことがあります。

- 1) 例会に止むを得ず欠席する場合は、事前にまた他のクラブへメイクアップをした場合は、電話などで事務局へ届けておく。
- 2) 他クラブへ出席したとき、ビジターカードの記入は、楷書で分り易く署名し、読み仮名をつける。
- 3) ビジターへの心づかいを忘れないで、親睦委員だけに委せることなく務めて友愛に心掛ける。
- 4) スピーチ中には絶体私語をしたり、居眠りなどはしない。
- 5) 各種アンケートの回答や出欠の返事は、期日までに的確に実施する。
- 6) 会費その他諸支払いには、期日を守って規定に違反したり、人に迷惑をかけない。
- 7) 服装は清楚に礼を失しないよう、他の会員に不快の念を与えないよう留意する。
- 8) ロータリーの会合には襟章 (Lapel Button)、或は会員証を忘れないよう所持する。
- 9) 止むを得ない要所で、例会の途中退席する場合は S.A.A. の了解を得る。
- 10) 何時いかなる所でロータリーアンに会った時でも心よい会釈と親切を忘れず親睦につとめる。

## 13. 最後に、新入会員の皆様へ

わがクラブでは、新入会員は、親睦委員会に所属します。それはロータリー発足の原点でもある早く多くの人々と知り合いとなって親睦を深めるようにとの配慮からであります。

親睦委員の任務については、クラブ細則に示されてありますが、新入会員はまず例会定刻より早い目に会場に来て、親睦委員長や古参の親睦委員と共に例会場の受付で、来訪者を笑顔で迎えることから始めて頂きたいと思えます。そうすることによってクラブの会員との親睦や、未知の他のクラブ会員との友好が段々と深められるからであります。



## 14. 西宮夙川ロータリー・クラブ定款

### 第1条

#### 名 称

本会の名称は、西宮夙川ロータリー・クラブとする。(国際ロータリー加盟会員)

### 第2条

#### 区域 限 界

第1節 本クラブの区域限界は次の通りとする。  
西宮カントリークラブ北端の市境界線を交叉して甲山大橋、六甲山道路分岐点を経て鷺林寺に至る県道、更に鷺林寺より甲山墓園、北山公園、甲山大師、甲山自然植物園、植物園口、大師道を経て、新甲陽に至る市道及び新甲陽より南流する御手洗川、東川の西側を除く西宮市域。

### 第3条

#### 綱 領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある。

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること。

第2 実業および専門職業の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な職業は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が、職業を通じて社会に奉仕するために、その職業を品位あらしめること。

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、職業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。

第4 奉仕の理想に結ばれた実業人と専門職業人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

### 第4条

#### 会 合

第1節 本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。ただし、非常の場合または正当な理由ある場

合は、本クラブ理事会は、例会を、前回の例会の日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。また、例会日が法定休日に当たる場合または本クラブ会長が死亡した場合、または全地社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合は、例会を取り消すことができる。

第2節 本クラブの役員を選挙するための年次会は、本クラブ細則の定めるところに従い、毎年3月31日までに開催されなければならない。

### 第5条

#### 会 員 身 分

第1節 一般的資格条件。 本クラブは、善良成人男子であって、職業上良い世評を受けているによって構成されるものとする。

第2節 種類。 本ロータリー・クラブの会員種類は次の4種類、すなわち、正会員、シニア・クラブ会員、パスト・サービス会員および名誉会とする。

第3節 正会員。本クラブは、次の資格条件をする人を正会員に選ぶことができる。

(1) 一般に認められた有益な実業家または専門業の持ち主、共同経営者(パートナー)、法人役員または支配人であるか。

または

(2) 一般に認められた有益な実業または専門職において、裁量の権限ある管理職の重要な地位に

または

(3) 一般に認められた有益な実業または専門職の地方代理店または支店の管理権をもって担当す地方代理人または支店代理人または支店代表者をめていること。

そして

以上いずれの場合も、同人がクラブにおいて分される職業に、自らかつ現実に携わっており、そしてその事業場またはその住居が本クラブの区域限内もしくはクラブの存在する市の行政区域内または直接に隣接するクラブの区域限界内にあることをする。

(b) 報道機関、宗教および外交官の職業分類を

き、そして、本条第4節に定められているアディショナル正会員の規定を除き、各職業分類ごとに1名より多くの正会員があってはならない。

**第4節 アディショナル正会員。**(a) 本クラブの正会員は、いずれも、自分と同じ職業分類の実業または専門職業に現実に従事している者をもう1人正会員に推薦することができ、クラブはこれを正会員に選ぶことができる。この場合、その正会員の職業分類は推薦者の職業分類と同一とする。このアディショナル正会員の資格条件は、本条第1節および第3節において正会員について定められているものと同一とする。このアディショナル正会員は、本項に基づくアディショナル正会員を推薦することができないことを除いてすべて正会員に同じとする。

(b) 本クラブは、その職業分類の保持者の承諾を条件として、かつて他のロータリー・クラブの正会員であった者で、その現実に携わっている事業の場所またはその住居がクラブの区域限界内にあり、かつ会員となるべきその他の資格条件が備わっている者をもう1人、アディショナル正会員に選ぶことができる。ただし

(1) いかなる場合でも、一つの職業分類について本節、本項の下に選ばれるアディショナル正会員の数は1名を超えないものとする。

(2) このようにして会員に選ばれるためには、かつて属していたクラブを退会した理由が、そのクラブの区域限界内でそのクラブにおいて分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。

(3) このアディショナル正会員は、第4節(a)項に基づくアディショナル正会員を推薦することができないことを除いてすべて正会員に同じとする。

(c) 職業分類の保持者の正会員身分が終結したか、または、その保持者がシニア・アクティブ会員になった場合、或は、何らかの理由で、職業分類を保持しなくなった場合、第4節(a)項および(b)項の下に選ばれたアディショナル正会員の会員身分は次のように扱われるものとする。

(1) このようなアディショナル正会員が1名しかない場合、この人は自動的に正会員となり、職業分類の保持者となるものとする。

(2) アディショナル正会員が2名いる場合、そのときクラブはそのうち1名を選挙して、正会員とし、職業分類の保持者とするものとする。

(3) 前述の(2)項の規定に従って、アディショナル正会員の1人が正会員に選ばれたとき、もう1人のアディショナル正会員の地位は元のままとする。

**第5節 シニア・アクティブ会員。**(a) 本クラブの正会員またはパスト・サービス会員で、その一つまたはいくつかのクラブにおける正会員およびパスト・サービス会員としての経歴が次の各項に定める要件のいずれかに合致している者は、自動的にかつ直ちにシニア・アクティブ会員となるものとする。

(1) 一つまたはいくつかのクラブで通算15年以上会員であった者。

(2) 現在60歳以上で、一つまたはいくつかのクラブで通算10年以上会員であった者。

(3) 現在65歳以上で、一つまたはいくつかのクラブで通算5年以上会員であった者。

(4) 現在、国際ロータリーの役員であるか、またはかつてその役員であった者。

(b) 本クラブは、かつてどこかのクラブの会員であった者で、会員でなくなった時点においてシニア・アクティブ会員であった者またはシニア・アクティブ会員になりうる条件を備えていた者を、そのクラブのシニア・アクティブ会員に選ぶことができる。

(c) シニア・アクティブ会員は、次に掲げる事項を除き、すべて正会員と同一の権利、特典および責任を持つものとする。

(1) シニア・アクティブ会員は職業分類を代表しないものとし、また、

(2) 本条第4節(a)項によるアディショナル正会員を推薦する権利を持たない。

本クラブは、シニア・アクティブ会員の従事している職業の職業分類の下に、有資格者を入会させることができる。

**第6節 パスト・サービス会員。**(a) 現職から引退したために正会員身分を喪失したかつてのロータリー・クラブ正会員は、自分が正会員となっていたクラブその他のクラブのパスト・サービス会員に選挙されることができる。ただし、一つまたはいくつかのクラブで通算3年以上正会員であったか、或は、会員歴にかかわらず55歳に達していなければならない。

このような元会員は、他のすべてのパスト・サービス会員の資格条件を備えている限り、その正会員の身分を失った時またはその後いつでも、パスト・サービス会員に選ばれることができる。実業または専門職からの引退が、クラブの会員でなくなった後に生じたものであった場合は、これをパスト・サービス会員に選挙することはできない。パスト・サービス会員が、本クラブの元正会員でなければ入会金の支払を要するものとする。本クラブの元正会員であれば、2度目の入会金の支払を要しないものとする。

る。

(b) パスト・サービス会員は、実業または専門職業の職業分類を代表しないこと、シニア・アクティブ会員になることができないこと（ただし、本条第5節(a)項に規定されている場合を除く）および本条第4節(a)項によるアディショナル正会員を推薦する権利を持たないことの3点を除き、正会員の持つすべての権利、特典および責任を有するものとする。

**第7節 名誉会員。**ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした男子を、本クラブの名誉会員に選挙することができる。

名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権を持たない。本クラブのいかなる役職にもつくことができない。職業分類を代表しない。しかし、クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないものとする。

**第8節 宗教、報道機関および外交官。**二つ以上の宗派の各代表者、二つ以上の新聞および/またはその他の報道機関の各代表者および二つ以上の国の政府を代表する各外交官は、これらの職業分類の下に正会員となる資格を有するものとする。ただし、これらの代表者が本定款に定められた資格条件を備えていることを要する。

**第9節 公職。**一定の任期を限って選挙または任命によって公職に在る者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。これは学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。

本クラブの正会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、前記の選挙または任命の直前に同人がクラブにおいて代表していた職業分類の下に、引き続き正会員としての身分を保持することができる。

**第10節 国際ロータリーの職員。**本クラブは、国際ロータリーと雇傭関係に入ったクラブ会員の会員身分を、その雇傭関係の続く限り、保持せしめることができる。

## 第6条

### 職業分類

**第1節 職業分類。**(a) 本クラブの各正会員は、その職業に従って分類されるものとする。

(b) 各正会員の職業分類は本人の所属する商社、会社または団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものでなければならない。また、もし本人が独自に実業または専門職業に携わっている場合ならば、その職業分類は、本人の主たるかつ一般世間がそのように認めている職業活動を示すものでなければならない。

(c) **修正。**理事会は、もし事情がこれを必要とする場合は、その裁量によって、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。かかる是正または修正の提案については当該会員に対して然るべき予告を与えなければならない。そしてその会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

**第2節 制限。**正会員は、各職業分類から1名ずつとする。ただし、2名以上の正会員が認められている3種の職業分類、すなわち、宗教、報道機関および外交官の職業分類並びにアディショナル正会員については、この限りではない。

## 第7条

### 出席

**第1節** 本クラブの各会員はクラブ例会に出席しなければならない。会員が、本クラブの例会に出席したものとみなされるには、例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、次のような方法で欠席をメークアップしなければならない。

(a) 本クラブの前回の例会の定例の時から、次回例会の定例の時までの間に、

(i) 他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席すること、または、

(ii) 本クラブの指示によって、ローターアクトまたはインターアクト・クラブ、仮ローターアクトまたは仮インターアクト・クラブの例会に出席すること、または、

(iii) 国際ロータリー国際大会、規定審議会、国際協議会、国際ロータリー元並びに現役員のためのロータリー研究会、国際ロータリー理事会を代行する国際ロータリー会長の承認を得て招集された国際ロータリー元、現並びに次期役員のためのロータリー研究会、ロータリー地域大会、国際ロータリー委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、国際ロータリー理事会の指示のもとに開催された地区会合、地区ガバナーの指示のもとに開催さ



れた地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること。

(iv) 他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき。当該クラブが、定例の時間と場所に例会を開いていなかった場合。

(b) 例会のときに、

(i) 本節(a)項の(iii)に挙げた会合の一つに出席のため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。

(ii) 国際ロータリーの役員または委員がロータリーの用務に携わっている場合。

(iii) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの用務に携わっている場合。

(iv) 国際ロータリーに雇用されている者が、ロータリーの用務に携わっている場合。

(v) メークアップする機会が全く得られないような僻遠の地で、地区、国際ロータリーまたはロータリー財団の提唱する奉仕事業に直接かつ現実に従事している場合。

**第2節 メークアップの通知。** 本条第1節(a)項の(ii)、(a)項の(iii)、b項に記述されているような場合、会員が自らクラブにその事実を報告すれば、それだけで出席とみなされるものとする。(a)項の(i)および(iv)に記述されているような場合、会員が自らその旨報告するか、または、訪問先のクラブ幹事が、通知を送ることができる。

**第3節 免除。** 次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

(a) 例会出席が物理的に不可能である、長期にわたる健康不良または傷害による欠席であって、理事会が、その欠席を承認している場合。この場合、この人の欠席は、クラブの出席記録に算入されないものとする。

(b) シニア・アクティブ会員の場合。

(i) 一つまたはいくつかのロータリー・クラブで通算20年以上会員であって、65歳に達していること。

(ii) 一つまたはいくつかのロータリー・クラブで通算15年以上会員であって、70歳に達していること。

さらに

出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告していること。このような場合、理事会が承認すれば、その会員の欠席は本クラブの出席記録に算入されないが、出席はもし本人が希望すれば算入してもよい。

## 第8条

### 理事および役員

**第1節** 本クラブの管理主体は、本クラブの細則の定めるところによって構成される理事会とする。

**第2節** 別段の規定によってここに特に定められた場合を除き、あらゆるクラブの事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。理事会は全役員および全委員会に対して総括的支配力を持つものとし、正当の理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。理事会はあらゆる役員決定およびあらゆる委員会の決定に対する提訴の裁定者となるものとする。理事会のいかなる決定についても、クラブに対して提訴することができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、本クラブの全会員に対して与えられなければならない。

**第3節** 本クラブの役員は、会長、会長エレクト、1名または数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。このうち、会長、会長エレクトおよび副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計および会場監督は、本クラブ細則の定めるところに従って、その全員または一部が理事会のメンバーであってもよいし、そうでなくてもよい。

**第4節** 各役員は、本クラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。別段に規定されている会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。

会長は、本クラブの細則の定めるところに従って、会長に就任する日の直前18カ月以上2年以内の期間内に、選挙するものとする。会長に選ばれた者は、会長に就任する年度直前の年度に理事会のメンバーとなり会長エレクトを務めるものとする。会長は、選挙により会長を務めることとなったロータリー年度の7月1日に就任し、会長として選挙された年度中、または後任者が選挙されて就任するまで、その職務に当たるものとする。

各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疝なき正会員(アドイショナル正会員を含む)、シニア・アクティブ会員、またはパスト・サービス会員のいずれかでなければならない。

クラブ会長の任務と責務をより深く理解するために、会長エレクトは会長エレクト研修セミナーと地区協議会に出席しなければならない。正当な理由により地区協議会に出席できない場合は、所属クラブから指名した代理を派遣しなければならない。この代理は地区協議会終了後、同人に報告する任務を持つものとする。

## 第9条

### 入会金および会費

本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員、およびパスト・サービス会員は、すべて入会金および年会費として、本クラブ細則の定める金額を納入しなければならない。ただし、本クラブの正会員からシニア・アクティブ会員またはパスト・サービス会員になる者は、2度目の入会金の納入を要しないものとする。

## 第10条

### 会員身分の存続

**第1節 期間。** 会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

**第2節 終結する場合。** (a) 会員が、会員身分の維持に必要な条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。ただし、理事会の承認のある場合はこの限りでない。すなわち、(1)正会員が本クラブの区域限界外に移転する場合、その移転して行く先の市町村にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになってもらうために1カ年を超えない期間を限って、出席義務の特別猶予を与えてもらうことができる。ただし、この場合、同人は引き続き同じ職業分類の職業に現実に従事しており、かつ、引き続き出席その他すべてのロータリー会員たる条件を満たしていることが前提である。また、(2)自己の責に帰すべからざる事由によって、その職業分類を失うこととなった正会員は、その職業分類を引き続き保持することができ、そしてその職業分類または新しい職業分類の職業に改めて就くために必要な期間として、1カ年を限り出席義務の特別猶予が与えられるものとする。ただし、出席その他すべてロータリー会員としての資格条件を引き続き満たさなければならない。その会員身分終結は許された猶予期間終了後初めて発効するものとする。(b) パスト・サービス会員が再び現実に職業活動

に復帰した場合、職業分類に空席があれば、自動的に正会員になるものとする。空席がなければ、パスト・サービス会員身分のままとする。

(c) 名誉会員の会員身分は、本人が選挙された日の直後の6月30日をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会はその裁量により、決議をもって、毎年このような名誉会員身分を次年度に継続することができる。

**第3節 再入会。** 正会員の会員身分が前掲第2節の規定によって終結した場合、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。もし同人が会員に選ばれた場合、2度目の入会金を納めることを要しない。

**第4節 終結一會費不払。** 所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、そのわかっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、当該会員の会員身分は自動的に終結する。

このような元会員は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、理事会の裁量をもって、会員身分に復帰させることができる。ただし、同人の以前の職業分類が既に充填されている場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

**第5節 終結一欠席。** 名誉会員を除く他の会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、次のような場合、自動的に終結するものとする。

(a) 連続4回例会に出席もメークアップもしていない場合、または、

(b) 本クラブの会計年度の前半または後半の6カ月間、メークアップを含む出席率が60パーセントに達しない場合、

(c) 本クラブの会計年度の前半または後半の6カ月間に開かれた所属クラブの例会総数のうち少なくともその30パーセントに出席していない場合。

**第6節 他による原因による終結。** (a) いずれの会員も、会員としての資格条件に欠けるようになった場合は、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。

(b) 会員は誰でも資格条件が、理事会が十分と認める理由があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。

しめることができる。

(c) 前項(a)または(b)のいずれの場合も、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられて、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つものとする。かかる予告の通達は、対人配達便または書留郵便によって、わかっている最新の宛先に送付されなければならない。

(d) 会員身分を終結させる決定が行われた場合、幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。当該会員はかかる通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面をもって、本クラブに提訴するか、もしくは本定款第14条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべき本クラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。このようなクラブ例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、本クラブの全会員宛に与えられなければならない。そしてこのような提訴が審議される例会には、本クラブ会員のみが出席を許される。

(e) 本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲裁者の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。

(f) もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。もし提訴が行われた場合は、本クラブの決定が最終決定となる。

**第7節 退会。** いかなる会員も、本クラブからの退会申出は書面をもって行い、(会長または幹事宛)、理事会によって受理されなければならない。ただし、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

**第8節 資産関与権—その放棄。** いかなる理由によるにせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

## 第11条

### 地域社会、国家および国際問題

**第1節 地域社会、国家および世界の一般福祉は、**本クラブの会員にとって関心事である。そしてこのような福祉にかかわる公共問題の功罪は、会員各自が自己の意見をまとめるうえの啓蒙手段として、クラブ会合における公正かつ理知的研究および討議の対象として適切な課題というべきである。しかしながら、本クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

**第2節** 本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。また本クラブはいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

**第3節** (a) 本クラブは、政治的性質を持った世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を、採択したり配付したりしてはならない。またこれに関して団体行動を起こしてはならない。

(b) 本クラブは、政治的性質を持った特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配付してはならない。

## 第12条

### ロータリーの雑誌

**第1節** 本クラブが国際ロータリー理事会によって、国際ロータリー細則と合致する本条規定の適用を免除されていない場合、本クラブの正会員、シニア・アクチブまたはパスト・サービス会員となることを受諾することにより、その会員は、自発的に、国際ロータリーの機関雑誌または国際ロータリー理事会から本クラブに対して指定されている地域的なロータリー雑誌の購読者となる。購読の期間は、6カ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期の中で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

**第2節** 購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、国際ロータリーの事務局または国際ロータリー理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

## 第13条

### 綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。いかなる会員も、定款・細則の印刷物を受け取らなかったことを理由として、定款・細則の遵守を免れることはできない。

## 第14条

### 仲 裁

会員身分の問題その他定款・細則の違反に関連して、もしくは会員のクラブからの除名に関連して、もしくはその他何事によらず、これらの場合のために規定されている手続によっては満足に解決できない論争が、会員または元会員と本クラブまたは本クラブの役員または理事会とのあいだに起こった場合は、その係争問題は、仲裁によって解決されるべきものとする。両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指名し、両仲裁人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲裁人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。仲裁人によって到達された決定もしくは両仲裁人が一致点に達し得なかった場合の裁定人による決定が、最終であるとして、当事者すべてを拘束するものとする。

## 第15条

### 細 則

本クラブは、国際ロータリーの定款・細則(および地域管理が認められている場合には地域管理の手続規則)および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定めるところに従って時々改正することができる。

## 第16条

### 改 正

**第1節 時。** 本条第4節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会または国際ロータリー

国際大会によってのみ改正できる。その方式は、国際ロータリー細則の改正について同細則で定められているものと同じとする。

**第2節 提案者。** 本定款の改正は、本条第4節に定める場合を除き、クラブ、地区大会、R.I.B.I.の審議会もしくは大会、規定審議会または国際ロータリー理事会のみが提案することができる。

**第3節 手続。** 本定款を改正しようとする提案は、すべて規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の5月1日以前に、国際ロータリー事務総長の許に提出されなければならない。

国際ロータリーの事務総長は、その写しを、規定審議会が開かれる日の少なくとも120日前までに、各クラブの幹事宛に郵送しなければならない。

国際ロータリーの事務総長は、適法に提案された改正案を全部直接審議会に回付しなければならない。

審議会は、かかる適法に提案された改正案、その修正案が提出されていればそれをも、ひとつひとつ審議して、これに対する採否の決定を行わなければならない。

**第4節** 本定款の第1条(名称)および第2条(区域限界)は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、投票する出席会員の過半数の賛成投票によって、改正することができる。ただし、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、国際ロータリー理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があって初めてその改正は効力を発するものとする。アドレッシング・クラブ結成のための区域の割譲もしくは共有を拒否した決定を、地区ガバナー或は国際ロータリー理事会の指示により、再審議する場合、国際ロータリー細則第1条第1節(f)項に規定するように、3分の2の投票が前回の否決決議を支持するために必要である。

## 15. 西宮夙川ロータリー・クラブ細則

### 第1条

#### 理事および役員選挙

**第1節 役員選挙すべき会合の1カ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、会長、副会長、幹事、会計および2名の理事を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところに従って指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。もし指名委員会を設けるように決定されたならば、かかる委員会はクラブの定めるところに従って設置されなければならない。適法に行われた指名は各役職ごとにアルファベット順に投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられるべきものとする。投票の過半数を獲得した会長、副会長、幹事および会計がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言するべきものとする。投票の過半数を得た2名の理事候補が理事に当選したものと宣言するべきものとする。前記の投票によって選挙された会長は、その選挙のあと、7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、会長エレクトとして理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。**

**第2節 選挙された役員および理事に直前会長を加えて理事会を構成するものとする。選挙によって決定した次年度理事会は1週間以内に会合してクラブ会員の中から会場監督を務める者を選任しなければならない。**

**第3節 理事会またはその他の役職に生じた欠員は残りの理事会メンバーの決定によって補填すべきものとする。**

**第4節 役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は残りの被選理事会のメンバーの決定によって補填すべきものとする。**

### 第2条

#### 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員9名より成る理事会とする。すなわち本細則第1条第1節に基づいて選挙された5名の理事、会長、副会長、会長エレクト、幹事、会計および直前会長である。

### 第3条

#### 役員の仕事

**第1節 会長。**本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

**第2節 会長エレクト。**会長エレクトは理事会のメンバーとして任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

**第3節 副会長。**会長不在の場合に本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

**第4節 幹事。**幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作ってこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在をもって国際ロータリー事務総長に対して行わなければならない半期会員報告、半期報告を提出した7月1日または1月1日後にクラブ会員に選ばれた正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員について10月1日と4月1日に事務総長に提出する四半期会員報告、国際ロータリー事務総長に対して行うべき会員資格変更報告、毎月の最終例会の直後地区ガバナーに対して行わなければならないクラブ例会の月次出席報告を含む、諸種の義務報告を国際ロータリーに対して行い、ロータリアン誌の購読料を徴収してこれを国際ロータリーに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うにある。

**第5節 会計。**会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、そのほかその職に付随する任務を行うにある。その職を去るに当たっては会計はその保管するすべての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

**第6節 会場監督。**会場監督の任務は通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務とする。

### 第4条

#### 会合

**第1節 年次総会。**本クラブの年次総会は毎年12月の最初の例会日に開催するべきものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

**第2節 本クラブの毎週の例会は金曜日12時30分に開催するものとする。**

例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。

本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリー・クラブ定款第7条第3節の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されなければならない。

**第3節 会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。**

**第4節 定例理事会は毎月第1例会終了後に開催するべきものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または理事会のメンバー2名の要求あるとき、会長によって招集するべきものとする。ただし、その場合然るべき予告が行われなければならない。**

**第5節 理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。**

### 第5条

#### 入会金および会費

**第1節 入会金は100,000円とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。**

**第2節 会費は年額108,000円とし、各半年ごとの各支払額のうち4ドルは各会員のロータリアン誌の購読料に充当するという諒解の下に、毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。**

### 第6条

#### 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、**口頭による採決**をもって処

理するべきものとする。

### 第7条

#### 委員会

**第1節 (a) 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置しなければならない：**

クラブ奉仕委員会

職業奉仕委員会

社会奉仕委員会

国際奉仕委員会

(b) 会長はまた、理事会の承認の下に、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕および国際奉仕について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置するものとする。

(c) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会および国際奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長および少なくとも2名以上の他の委員から成るものとする。

(d) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。

(e) 各委員会は本細則によって付託された職務およびさらにこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

(f) 会長は、その必要ありと認めた場合、青少年活動の諸特定分野を担当する委員会を一つ或は二つ以上設置することができる。これらの委員会は、それぞれの責務によって、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会のいずれか、或は、すべての所管するところとなる。可能かつ実際である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することによって委員会に継続性を持たせる規定を設けるべきものとする。

**第2節 クラブ奉仕委員会 (a) クラブ奉仕委員会委員長は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任を持ち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務を持つものとする。**

(b) クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

(c) 会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の

特定分野を担当する次の各委員会を設置するものとする：

出席委員会  
クラブ会報委員会  
親睦活動委員会  
雑誌委員会  
会員選考委員会  
会員増強委員会  
プログラム委員会  
広報委員会

次の委員会に毎年1名ずつの委員を任命するものとする：

職業分類委員会  
ロータリー情報委員会

(d) クラブ諸委員会の設置について、可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性を持たせる規定を設けるべきものとする。

(e) 職業分類委員会およびロータリー情報委員会は、各々3名の委員をもって構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期をもって任命するものとする。本規定に基づく最初の任命は次の如く行うものとする：1名は1年、1名は2年、1名は3年の任期をもって、それぞれ任命する。

(f) 雑誌委員会は、可能である限りクラブ会報編集および地元新聞または広告関係の会員を委員の中に含めなければならない。

## 第8条

### 委員会の任務

**第1節 クラブ奉仕委員会。** この委員会は、本クラブの会員がクラブ奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。クラブ奉仕委員会委員長は委員会の定例会合に責任を持ち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

(a) **出席委員会。** この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること—これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる—を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのより良き

奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。

(b) **職業分類委員会。** この委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類指針を用いて、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員の持っている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。

(c) **クラブ会報委員会。** この委員会は、クラブの週報の刊行によって、関心を促して出席の向上をはかり、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるべく努めなければならない。

(d) **親睦活動委員会。** この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

(e) **雑誌委員会。** この委員会は、**ロータリアン雑誌**および/または**レピスタ・ロータリア**に対する読者の関心を喚起し、雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し、ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別購読を取り計らい、ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り、その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

(f) **会員選考委員会。** この委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的の面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申込に対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

(g) **会員増強委員会。** この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するように積極的に努めなければならない。

(h) **プログラム委員会。** この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

(i) **広報委員会。** この委員会は、(1)広く一般

世間に、ロータリー、その歴史、綱領および規模に関する情報を提供し、そして(2)本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施するものとする。

(j) **ロータリー情報委員会。** この委員会は、(1)会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、(2)会員、特に新会員に、会員の特典と責務に関する適切な理解を与え、(3)会員にロータリー、その歴史、綱領、活動に関する情報を提供し、(4)会員に国際ロータリーの管理運営の動向についての情報を提供する方策を考案しこれを実施するものとする。

**第2節 職業奉仕委員会。** この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任を持ち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

**第3節 社会奉仕委員会。** この委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行するうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの社会奉仕活動に責任を持ち、社会奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

**第4節 国際奉仕委員会。** この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの国際奉仕活動に責任を持ち、国際奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

## 第9条

### 出席義務の猶予

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は一定期間を限り本クラブの例会出席を免除する出席義務の猶予が与えられる。

(注:このような出席義務の猶予は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。

その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。ただし、標準クラブ定款第7条第3節の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録に算入されない。「賜暇」の詔語を「出席義務の猶予」に変更しました)

## 第10条

### 財 務

**第1節** 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

**第2節** すべての勘定書は役員2名の署名する伝票に基づき、会計の署名する小切手をもってのみ支払われるべきものとする。本クラブのすべての会計事務については毎年1回公認会計士または他の有資格者によって全面的な監査が行われなければならない。

**第3節** 資金を預り或はこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

**第4節** 本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のためにこれを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の2半期に分けるものとする。国際ロータリーに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるべきものとする。

(注:半期の途中に入会した会員の雑誌購読料は国際ロータリー事務局からの仕切り状に基づいて支払われるものとする)

**第5節** 各会計年度の初めに理事会はその年度の収支の予算を作成し、または作成せしめなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目ごとに支出の限度となるものとする。ただし、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

## 第11条

### 会員選挙の方法

**第1節 正会員 (アディショナル正会員を含む)**

(1) 本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員もしくはパスト・サービス会員または会員増強委員会によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出すべき

ものとする。この推薦は、本節に別な定めのある場合を除き、暫くこれを秘密にしておかなければならない。

(2) 理事会は、職業分類委員会に対し、推薦された会員候補者の資格要件を職業分類上の見地から審査して、これを理事会に報告するように要請し、さらに、会員選考委員会に対し、当該候補者の資格要件を、人格、職業上および社会的地位、並びに一般的適格性の見地から調査して、これを理事会に報告するよう要請するものとする。

(3) 理事会は、職業分類委員会および会員選考委員会の勧告を審査して、その承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

(4) 理事会の決定が肯定的であった場合は、推薦者は、ロータリー情報委員会の委員1名または数名と共に、被推薦者に対し、ロータリーの目的およびクラブにおける会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、入会申込書の記入および提出を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

(5) 被推薦者の氏名の発表後10日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、会員候補者は、本細則第5条に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、定例または臨時の理事会会合において、これを審議し、当該被推薦者について票決を行うものとする。この定例または臨時の理事会会合において、出席理事会メンバーの反対投票が1票を超えなかった場合は、被推薦者は、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

本節の規定により会員が選挙されたときは、クラブ幹事は、当該会員に対して会員証を発行し、その氏名を国際ロータリー事務総長に報告しなければならない。

(6) 当該会員は、クラブの例会において、新会員として正式に紹介されなければならない。

**第2節 シニア・アクチブ、パスト・サービス、および名誉会員。** これら3種類の会員のいずれかに推薦された候補者の氏名は書面をもって理事会に提出されなければならない。そしてその選挙は正会員の場合と同様の形式および方法をもって行われる

べきものとする。ただし、これら3種類の候補者推薦についてはいかなる定例または臨時理事会においても審議することができ、理事会はその裁量によって本条第1節に定められている段階の中、いずれの段階をも省略して直ちに被推薦者についての投票を行うことができる。その定例または臨時理事会に出席する理事会メンバーの投ずる反対投票が1票を超えない場合は、その被推薦者は正式に選挙されたものと認められるべきものとする。ただし、本クラブの正会員またはパスト・サービス会員で、本クラブ定款に定められたシニア・アクチブ会員の資格を備えている者は、自動的に本クラブのシニア・アクチブ会員となるものとする。その場合、このようなシニア・アクチブ会員については申込書も選挙もこれを必要としない。

(注:理事会の最終投票によって会員選挙を決するこの細則の規定に代えて、クラブは正会員、シニア・アクチブ会員、パスト・サービス会員または名誉会員の選挙を、クラブ例会におけるクラブ会員の最終投票によって決定する規定を採用することができる。ただし、この場合、その例会には定足数の出席を必要とし、出席会員の4分の3の賛成投票を必要とすることを規定しなければならない)

## 第12条

### 決 議

事のいかんを問わず本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

## 第13条

### 議 事 の 順 序

開会宣言  
来訪ロータリアンの紹介  
来信および告示事項  
委員会報告(もしあれば)  
審議未終了議事  
新規議事  
スピーチその他のプログラム  
閉会

## 第14条

### 改 正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。ただし、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。クラブ定款および国際ロータリーの定款、細則と背馳する如き改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

61. 6. 14制定